

指摘事項・意見等一覧表

【指摘事項】

- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
- ・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

対象なし

【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	52	定期監査	意見	給水停止について	上下水道局	総務課	<p>水道の給水停止については、水道法第15条第3項において、「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、その理由が継続する間、その者に対する給水を停止することができる。」と定められています。令和元年度から令和4年度までの給水停止の状況について確認したところ、累計で497件執行しており、このうち359件について入金があったことから、給水停止には一定の効果が認められます。一方で、本市では、水道の給水は市民生活に欠かせないものであることから、滞納者の生活状況を踏まえ、一定期間給水停止の執行を猶予しています。</p> <p>水道事業会計における令和元年度から令和4年度までの不納欠損は累計で866件、8,950,525円であり、このうち滞納者の転居を理由とするものが481件、5,889,404円ありました。</p> <p>滞納者の生活状況を踏まえ、可能な限り自主納付を促す方針は一定理解できますが、不納欠損のうち転居を理由とするものについては早期に給水停止を執行していれば納付につながったと考えられるケースがあること、また、近隣他市と比較して執行猶予期間が長いことなどから、給水停止の執行時期について見直す必要があるのではないかと考えます。他市の状況を参考に見直しを検討してください。</p> <p>また、令和6年4月1日からは水道料金の改定が予定されており、市民に負担を強いる以上、料金の適切な徴収は今まで以上に上下水道局の重大な責務と考えます。徴収体制の見直しや強化を図り、積極的な徴収に努めてください。</p>	給水停止の執行時期については、今後他市の運用状況を調査研究してその在り方について検討を進めます。また、滞納者のうち転居する者については、閉栓の際の精算手続きについて丁寧な説明を行い、料金支払い計画の相談を行うとともに、連絡が取れない転居者については住所照会の方法を工夫するなど徴収体制の強化を図るよう努めます。
5	53	定期監査	意見	保有資産の有効活用について	上下水道局	総務課	<p>下水道事業においては、遊休地の活用や不要な用地の売却など、保有資産の有効活用を図るため、旧水路等機能を有しておらず不要となった用地について、隣接地所有者が購入する意思を示した場合には売却することとしています。</p> <p>令和5年度に固定資産払下げに係る業務の所管課が下水道課から総務課に変更となった経緯について所管課に確認したところ、「保有資産の有効活用を上下水道両事業が連携して一体的に推進すること、また、今後職員数の減少が見込まれる中、可能な限り関連する業務を集約化することで事務の効率化を図る必要があると考えられていることから、境界明示などの関連する事務も併せて令和5年度に所管課を下水道課から総務課へ変更した。」旨の説明を受けました。</p> <p>遊休地の活用や不要な用地の売却などを積極的にを行い、小林・亀井浄水場跡地を含めた保有資産の有効活用に取り組んでください。</p>	上下水道局が保有する資産のうち、不要となった用地についてはその資産価値などを十分に検討したうえで、売却もしくは貸し付けに向けた取組を進めます。また、小林・亀井浄水場跡地については現在民間事業者に解体撤去費用の算出を改めて依頼しており、貸し付けも含めた活用方法の今後の方向性を決めていきたいと考えています。
5	54	定期監査	意見	小浜・惣川浄水場休日夜間等運転管理業務委託について	上下水道局	総務課・浄水課	<p>令和3年8月に策定された宝塚市水道事業経営戦略中間見直しにおける民間活用の取組として、小浜浄水場休日夜間等運転管理業務委託を令和4年度から開始しました。小浜浄水場に係る委託により配置していた正規職員（技能職員）4人、会計年度任用職員1人が減員となり、人件費の減と委託料の増を差し引いた3,342万円の効果額があった旨の説明を受けました。一方で、今後、休日夜間等運転管理業務の委託を進めていく予定となっている惣川浄水場の正規職員（技能職員）2人が増員となっており、小浜浄水場に係る委託による効果額は出ているものの、上下水道局全体で見れば、人件費総額としての削減効果はまだ十分にでないのではないかと考えます。</p> <p>また、経営戦略中間見直しでは、惣川浄水場に係る休日夜間等運転管理業務委託を令和7年度から開始すると示されていることから、実施に向けた進捗状況について確認したところ、令和5年11月22日に小委員会を立ち上げ、宝塚市上下水道公評議会と労使協議を開始しているとのことでした。今後、委託を開始するまでの公募型プロポーザル方式による事業者選定手続や事業者決定後の引継ぎ等に要する期間を考慮すると、時間的な猶予はあまりないものと考えます。当初、平成28年12月に策定された宝塚市水道事業経営戦略では平成29年度からの委託開始を計画していた小浜浄水場については、経営戦略中間見直しによる開始時期の変更を経て令和4年度に委託が開始したことから、惣川浄水場については、着実に手続を進めていき、計画どおり令和7年度から委託を開始できるよう努めてください。</p>	小浜浄水場に係る委託により配置していた正規職員（技能労働職員）は、令和4年度の配置については上下水道局内で人材活用を図ることとしていましたが、令和6年度には、そのうち1名について市長事務部局と人事交流により削減を図ったところです。惣川浄水場に係る休日夜間等運転管理業務委託については、昨年度から民間業務委託にともなう勤務条件について職員団体と小委員会3回、団体交渉3回を実施して協議を進めており、令和7年度の実施に向けて取組みます。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	55	定期監査	意見	臨時水道料金について	上下水道局	総務課・給排水設備課	<p>宝塚市水道事業給水条例第29条第1項及び第2項において、「工事その他の事由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。」「概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。」と規定しています（以下、この使用を「臨時用」、この使用に係る水道料金を「臨時水道料金」という。）。</p> <p>臨時水道料金については、2箇月ごとの水道メーター検針時に算出された金額を前納金から収納し、前納金で不足する場合は別途不足分を請求しています。</p> <p>令和5年11月20日時点の臨時水道料金の滞納状況について所管課に確認したところ、令和4年度以前分の滞納がある者は4者あり、その4者に対する督促等の取組内容については、使用者から臨時水道料金の納入を委任されている代理人に対する督促状等の送付及び架電のみで、訪問徴収は使用者、代理人ともに実施していませんでした。代理人が納入しない場合については、本来の債務者である使用者へ催告等を実施すべきと考えます。未収金の徴収は宝塚市上下水道局料金業務等包括委託の受託業者が行っていますが、債権者は上下水道局であることから、受託業者に任せきりにすることなく、仕様書において定められた訪問徴収等の手続が適切に履行されているか確認し、指導・監督に努めてください。</p> <p>また、住宅の新築工事の際に給水装置を設置し、臨時用として使用する場合、市から指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）として指定を受けた者が給水装置の設置工事申請をすることになります。臨時水道料金を滞納している指定事業者からの工事申請を受理している事例が見受けられました。</p> <p>繰り返し滞納をしている指定事業者に対して、指定取消し等の処分を科すことができないのか所管課に確認したところ、「宝塚市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱では、滞納を具体的な違反項目として明記していないため、『その他の不正又は不誠実な行為』に該当する内容であるか検討する必要があります。」旨の回答がありました。</p> <p>度重なる滞納行為については「不誠実な行為」に該当するのではないかと考えますので、滞納額が高額となるのを未然に防ぐため、処分対象となる行為について具体的に検討してください。</p> <p>臨時水道料金の前納制度については、前納した臨時水道料金の残高が債務者にとって分かりづらいこと、近隣市で同様の制度があるのは本市のみとなっていることから、臨時水道料金の前納制度の在り方についても検討してください。</p>	<p>臨時水道料金の滞納については、現在滞納状況を管理する経営企画課と工事申請を受理する給排水設備課で受託業者との新たな情報共有体制の協議を行うとともに、受託業者から滞納状況を定期的に報告させて訪問徴収等の履行確認を行っています。また滞納案件に対し、督促、催促、電話催告及び臨戸訪問等を実施してもなお納付に応じない場合は、「不誠実な行為」ととらえ、指定給水装置工事業者の指定取消し処分等に関する要綱の規定に則り、処分の対象として取り扱っていきます。前納金制度についても近隣市が使用者に直接口座振替もしくは納付書での請求を行っていることから、制度自体の見直しを検討していきます。</p>
5	56	定期監査	意見	宝塚市水道事業基本計画策定業務委託について	上下水道局	工務課	<p>上下水道局では、次期水道ビジョン及び次期水道事業経営戦略の策定に向け、将来を見据えた施設整備方針等を策定するために、令和2年度及び令和3年度に宝塚市水道基本計画策定業務委託を実施しました。この契約状況について確認したところ、2回にわたる契約変更により、履行期間が6箇月延長されました。このことについて「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応のため宝塚市水道基本計画策定委員会の開催が遅れ受注業者と協議に時間を要した。また、既存資料の収集や検討項目等の調整・整理に時間を要したことから期間を変更した。」旨の説明を所管課から受けましたが、受注業者との打合せ議事録を確認すると、履行期間の初期段階で確認しておくべきと考えられる既存資料である財政資料及び宝塚市水道事業経営戦略が、当初履行期限の約2箇月前に受注業者に提供されている状況が見受けられました。コロナ禍であったことは一定理解できますが、打合せにおいて受注業者への指示を的確かつ早期にしていれば、履行期間を2回延長するような状況は避けられたのではないかと考えます。今後の業務委託においては、受注業者に対して適切に指示しながら、業務の進捗を監督するよう努めてください。</p>	<p>同様の業務委託においては、進捗状況などを定期的に確認して業務の進捗を監督するとともに、必要であれば受注業者へのヒアリングや指示を行い、業務の適切な履行に努めます。</p>
5	57	定期監査	意見	小規模貯水槽水道の定期検査について	上下水道局	給排水設備課	<p>小規模貯水槽水道は、ビルやマンションなどの建物に給水する方式の一つで、市の水道から供給される水を一旦貯水槽にためた後、建物内の各場所に飲用等の目的で給水する水道であり、貯水槽の有効容量が10立方メートル以下のものを言います。小規模貯水槽水道の管理等の事務は、その専門性に鑑み、所管する市長部局から上下水道局に委託されています。</p> <p>宝塚市小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第6条において、小規模貯水槽水道の設置者は1年以内ごとに1回の検査を受けることが義務付けられています。令和4年度末現在の受検率は7.9%と低い水準となっています。受検率が低い理由について所管課に確認したところ、「小規模貯水槽水道は小規模なマンションやアパートに設置されており、貯水槽を含む建物を管理会社ではなく個人が管理していることが多いため、管理義務を十分に理解できていないことが考えられる。」旨の説明を受けました。また、受検率向上に向けた取組については、「市ホームページや広報誌で適正な維持管理を促す記事を掲載している。また、令和5年度は市長部局の所管課である生活環境課から各設置者へ受検を促す通知を行う予定である。」旨の説明を受けました。</p> <p>従来の広報が受検率の向上につながっていない現状を踏まえ、プッシュ型通知やナッジ理論（報酬や行動を強制せず、行動を変えてもらうための手法）などを活用した新たな広報を検討する必要があると考えます。委託元の生活環境課と連携し、受検率の向上に努めてください。</p>	<p>受検率を上げる取組としては、これまで、市ホームページや広報誌により、適正な維持管理を促す啓発を行っていましたが、従来の広報だけでは受検率の向上は見込めないということは認識しています。令和5年度からは、委託者である市生活環境課と連携し、同課から、適正な管理を促す通知を各設置者へ直接送付する新たな取組を開始しました。通知を受けた一部の設置者からは、通知に対する問い合わせが入ることがありましたので、その場でも定期検査の受検等について、直接指導することができました。今後は、当該取組が、受検率の向上につながるか注視していきたいと考えています。</p>